

金森中央会館管理運営規則

第 1 章 総 則

(目的)

第 1 条 この規則は、町田市中規模集会施設建設費補助要綱により建設された施設の適正な維持管理と円滑な運営を図るため、必要な事項を定めたものとする。

(名称および所在地)

第 2 条 この中規模集会施設の名称および所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 金森中央会館
- (2) 所在地 町田市金森2丁目22番地40号

(管理・運営)

第 3 条 金森中央会館(以下「会館」という)は金森中央町内会の所有であるが、会館の運営管理は町内会ならびに町内会が指名する町内会地域内に組織された諸団体等から選出された代表で組成する「金森中央会館管理運営委員会」(以下「委員会」という)が責任をもって行うものとする。

第 2 章 管理運営委員会

(委員会の業務)

第 4 条 委員会は、会館の維持管理運営に関する一切のことについて協議を行うこととし、主な業務は次の通りとする。

- (1) 会館の使用規定を制定し、もしくは改廃し適切且つ円滑な運営を図ること。
- (2) 会館の維持管理、修繕および備品の整備等に関すること。
- (3) 会館の使用料の決定に関すること。
- (4) 会館の名称に関すること。
- (5) 委員会および会館の予算に関すること。
- (6) その他、会館の管理運営上必要と認める事項。

(組織)

第 5 条 委員会は、町内会ならびに町内会が指名する町内会地域内に組織された諸団体等から選出された代表による12名以内の委員をもって組織する。

- 2 委員会は、その業務を適切に遂行を図るため、相談役を置くことができる。

(役員)

第 6 条 委員会には、次の役員を置く。

- (1) 委員 長 1名
- (2) 副委員 長 1名
- (3) 事務局 長 1名
- (4) 予約管理 1名**
- (5) 書 記 1名
- (6) 会 計 1名
- (7) 監 査 1名

- 2 前項に定める役員は、委員の互選によって定める。
- 3 必要により、その他の役員を置くことができる。

【2025年4月1日予約管理を追加】

(役員の職務)

第 7 条 委員長は、委員会を代表し、会館の管理運営を総括する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長事故あるときは、その職務を代理する。
- 3 事務局長は、日常の会館の管理運営業務を処理する。
- 4 予約管理は、会館予約管理、システム管理等業務を処理する。**
- 5 書記は、委員会の議事録を作成する。

- 6 会計は、委員会および会館にかかわる会計業務を処理する。
- 7 監査は、会計および会館の業務を監査する。

【2025年4月1日予約管理職務内容を追加】

(委員会)

- 第 8 条** 委員会は、委員長が招集し必要に応じ招集する。
- 2 委員会は、第5条第1項の委員の過半数以上の出席をもって成立する。
 - 3 委員会の議事は、出席委員の過半数以上の決議をもって議決する。
 - 4 委員の代理出席は、委員会の承認を得なければならない。

(委員の任期)

- 第 9 条** 委員の任期は、2年とし、再任を防げない。

第 3 章 財 政

(維持管理費)

- 第 10 条** 委員会および会館の維持管理に関する費用は、町内会拠出金、使用料および雑収入をもって充てる。

(会計年度)

- 第 11 条** 会計年度は、毎年4月1日より翌年3月31日までとする。

第 4 章 そ の 他

(規則の改廃)

- 第 12 条** 本規則の改廃は、委員会の決議により定める。
- 2 前項の決議には、委員の4分の3以上の同意を必要とする。

(その他)

- 第 13 条** この規則に定めない会館の管理運営に関する事項については、委員会が決定する。

付 則

- 1 この規定は、2025年4月1日から適用する。

(1994年10月1日 一部改訂)
(2025年4月1日 一部改訂)